

通所介護 および 総合事業 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称・所在等

施 設 名 称	㈱ケアネット デイサービスセンター長野第一
施 設 種 別	通所介護・総合事業
開 所 年 月	平成12年11月1日
所 在 地	長野県須坂市大字小山字蒔田2518-1
電 話 番 号	(026) 251 - 2801
フ ァ ッ ク ス 番 号	(026) 251 - 2804
管 理 者 名	中 西 充
介 護 保 険 指 定 番 号	2070700170

(2) 施設の目的と運営方針

【目 的】

当施設は、通所介護事業（以下、事業という）の適正な運営を保護するため、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護職員・介護職員の従事者（以下、通所介護従事者）が、社会的孤立感の解消および心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減等を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。

【運営方針】

通所介護従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護等、日常生活上必要な世話および機能訓練を行います。また、事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努め、介護事業を通じ高齢者社会に貢献すると同時に介護保険制度の発展に寄与いたします。

(3) 施設の職員体制

職 名	常 勤	非 常 勤
管 理 者	1 名	
生 活 相 談 員	1 名以上	
看 護 職 員	1 名以上	
介 護 職 員	3 名以上	
機能訓練指導員	1 名以上	

(4) 定 員 35名 (総合事業対象者含む)

2. サービス内容

- (1) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者との連携
- (2) 通所介護サービス計画の立案・実施
- (3) 利用者の送迎
- (4) 食事（利用者が選定する特別な食事の提供）
- (5) 入浴
- (6) 健康管理
- (7) 介護・看護（ご利用者の身体状況にあわせて、必要な介護・看護を行います。）
- (8) 各種生活行事（誕生会・お花見・外出・演芸ボランティア鑑賞等）
- (9) 機能訓練（リハビリテーション・マシントレーニング・レクリエーション）
- (10) 相談援助サービス
- (11) 栄養マネジメント
- (12) 口腔機能向上サービス
- (13) 認知症ケア
- (14) 行政手続きの相談
- (15) その他、必要に応じ相談に応じます

※これらのサービスの中には、基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3. サービス提供日及び時間と地域

- (1) 営業提供日 祝日を含む毎日（但し、年末年始の12月31日～1月3日は休業します）
- (2) 営業時間 8時30分 ～ 17時20分
- (3) サービス提供時間 9時00分 ～ 17時00分
- (4) 延長サービス提供時間帯 提供前 8時00分 ～ 9時00分
提供後 17時00分 ～ 19時00分
- (5) サービス提供地域 須坂市、長野市（若穂）、小布施町、高山村

4. 利用料金

- (1) 基本料金

【総合事業の方】

(1割負担額：円)

	介護報酬費
要支援1・事業対象者の方	1,798円／月
要支援2の方	3,621円／月

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援 1・事業対象者の方	88円／月
	要支援 2の方	176円／月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	利用単位数×92/1000	利用単位数の9.2%

【要介護の方】

(1 割負担額：円)

	7時間以上8時間未満	6時間以上7時間未満	5時間以上6時間未満
要介護 1	658円	584円	570円
要介護 2	777円	689円	673円
要介護 3	900円	796円	777円
要介護 4	1,023円	901円	880円
要介護 5	1,148円	1,008円	984円

個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ	56円／日	対象の方
個別機能訓練加算 (Ⅰ)ロ	76円／日	対象の方
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20円／月	対象の方
入浴介助加算(Ⅰ)	40円／日	
入浴介助加算(Ⅱ)	55円／日	対象の方
ADL維持等加算(Ⅰ)	30円／月	
ADL維持等加算(Ⅱ)	60円／月	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20円／回	※6月に1回算定
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5円／回	※6月に1回算定
栄養アセスメント加算	50円／月	対象の方
中重度者ケア体制加算	45円／日	
認知症加算	60円／日	※日常生活自立度Ⅲ以上の方
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円／日	
科学的介護推進体制加算	40円／月	
介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	利用単位数の9.2%	利用単位数×92/1000

ご利用者の所得により、1割または2割または3割負担となります。

(介護保険負担割合証で確認いたします。)

(2) 介護保険給付対象外の利用料金

① 食事代(昼食代・おやつ代) **830円**

② 紙おむつ代(使用した場合：1枚当たり)

基本的には自宅で使用されている物を現物で返却いただいています。

口座引き落としも可能です。その場合は、紙パンツ **80円**

尿取りパット **15円**

フラットタイプ **25円** となります。

(3) キャンセル料

利用日の当日、午前8時30分以降のキャンセルについては、食事代をキャンセル料金としていただくことになります。(前日には、食材料の準備をしていますのでご了承ください。)

キャンセルが必要となった場合は、早めにご連絡ください

(4) 時間外料金

ご希望により 9 時間以上のサービスを受ける場合は、時間外料金をいただきます。
ご利用については、事前にお問い合わせください。要相談となります。

(5) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う送迎については、交通費として通常の事業の実施地域を超えた距離に応じて次の費用をいただきます。

- ・往復 10 km未満 : 無料
- ・往復 10 km～20 km未満 : 200 円
- ・往復 20 km～30 km未満 : 400 円
- ・往復 30 km～40 km未満 : 600 円

(6) 支払い方法

利用料金は、当月の合計額の請求書に明細を付して翌月 20 日までにご利用者に送付します。
支払いは、利用の翌月 26 日に指定された金融機関の口座から振り替える方法によりお支払いいただきます。(26 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日となります。)

(7) 介護保険の給付対象とならないサービス

介護保険の支払い限度額を超えてサービスを利用された場合は、超過したサービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(8) その他

利用者又は家族からのサービス実施記録（介護・看護記録等）の開示要求および事業計画・財務内容の閲覧要求（含む一般の方）があった場合は都度対応致します。
なお実施記録の写しが必要な場合は、コピー代として 20 円／枚をいただきます。

5. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 介護保険証等の確認

申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

(2) 送迎

ご利用者のご自宅まで送迎させていただきます。

なお、送迎時間は契約時におおむねの時間を定めますが、大幅に変更のある場合は、その都度ご連絡いたします

(天候や道路事情等により、変更が生じます。前後 10～15 分程あらかじめご了解ください。)

(3) 持ち物について

- ① 普段服用されている薬（内服薬、湿布薬、塗り薬、点眼薬等）
- ② 衣類（入浴後の着替え・紙パンツ・紙オムツ・尿取りパット等）
- ③ 上履き（履きなれた運動靴が望ましいです。）
- ④ 日常使用している、杖・歩行器・車椅子等
- ⑤ 必要であれば、食事の時に使われている自助具（スプーン、フォーク等）
- ⑥ 食後、口腔ケアを行います。歯ブラシをご持参ください。
- ⑦ ナイロン袋（着替えた衣類、タオル等を入れます）

(4) 持込の制限

利用にあたり、必要のない貴重品や現金、食べ物、危険物、ペット等の持込はご遠慮下さい。
また、利用者間での物品のやり取りについてもご遠慮ください。
特に、貴重品につきましては、利用中に紛失等がございましたも、責任を負いかねますので十分ご注意ください。

(5) 施設・設備・敷地内使用上の注意

当施設は、他ご利用者様との共用施設ですので、本来の用途に従って利用ください。
なお、故意又は避けられた状況で施設・設備等を壊したり、汚したりした場合は、ご契約者負担により現状復旧いただくか、相当代価を支払いただく場合があります。

(6) 喫煙

当施設では、喫煙はご遠慮いただいておりますが、我慢できない場合はご相談願います。

6. 要望・苦情等の申し出

当施設は支援相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。
また、要望や苦情なども、相談員等にお寄せ戴ければ速やかに対応いたします。
その他、玄関入り口に備えつけの「**ご意見箱**」をご利用ください。

担当：生活相談員 中西充、中村雄子 TEL026-251-2801

なお、市町村および国民健康保険団体連合会にも苦情受付窓口が設置されております。

- ◆ 国民健康保険団体連合会 長野市西長野 1483-8 TEL026-238-1550
- ◆ 須坂市役所 高齢者福祉課 須坂市大字須坂 1528-1 TEL026-248-9020
- ◆ 長野市役所 介護保険課 長野市大字鶴賀緑町 1613 TEL026-224-7871
- ◆ 小布施町役場 健康福祉課 小布施町大字小布施 1491-2 TEL026-247-3111
- ◆ 高山村役場 健康福祉課 高山村大字牧 130-1 TEL026-242-1200

7. 第三者評価実施の有無 無し

8. 他機関・施設等との連携

当施設では、ご利用者の状態が急変した場合は、原則的にはご家族により主治医等へ受診いただいておりますので、速やかな対応をお願いいたします。なお、緊急時やご家族の事情等で速やかに受診できない場合には、施設管理者の判断で最寄りの医療機関に受診いただく場合があります。

※緊急の場合は、同意書に記入いただいた連絡先に連絡いたします。

9. 事故対応

利用者事故が生じた場合は、速やかに受診対応等適切な処置を図ると共に、ご家族が指定した緊急連絡先に連絡します。また、事故原因を究明し、事故防止策を講じて再発防止に努めます。

10. ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

下記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

- (3) 職員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

- (4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

11. 高齢者虐待防止の推進

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止のため指針を整備し、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うと共に、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

- (2) 当該事業者従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにそれを市町村に通報します。

(3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：中西 充

12. 感染症対策

事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 従業者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延予防のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業の提供を継続して実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 非常災害対策

建 物	建築基準法6条第1項の建築基準関係規程に適合した建築物
防災設備	消火器・屋内消火栓設備・自動火災報知設備・火災通報設備
防災訓練	避難訓練・消火訓練等（2回／年以上実施）

15. 禁止事項

当施設では、多くのご利用者様に安心して施設生活を送っていただくため、利用者の「営利行為や宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。

又、通所介護・通所介護予防契約書の第9条に該当する行為。

以上

令和2年 10月1日 施行

令和3年 4月1日 改訂

令和4年 2月1日 改訂

令和4年 4月1日 改訂

令和4年 10月1日 改訂

令和4年 11月1日 改訂

令和5年 6月5日 改訂

令和5年 8月9日 改訂

令和6年 4月1日 改訂

令和6年 6月1日 改訂